

千葉市公告第676号

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

令和5年8月1日

千葉市長 神谷 俊一

1 制限付一般競争入札に付する事項

(1) 委託名

令和5年度千葉市出資団体監査等支援業務委託

(2) 履行場所

千葉市中央区千葉港1番1号 他

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日まで

2 競争参加資格

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていなければならない。

(1) 令和4・5年度千葉市委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められている者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。

ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者

イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加申出書の提出期間最終日から入札日までの間に受けている者

カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあつては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していないもの

ク 千葉市内に本店又は営業所等を有する者で、個人住民税の特別徴収を行うべき者にあつては、個人住民税の特別徴収を行っていないもの

(3) 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第3項に基づく監査法人または同法第43条第1項の日本公認会計士協会に登録されている公認会計士であること。

(4) 平成30年度から令和4年度までに、地方自治法第199条第7項に基づく出資団体監査業務を履

行した実績を有する者であること。

(5) 令和4年度以降に、監査対象出資団体と利害関係を有していない者であること。

3 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市監査委員事務局行政監査課総務班

電話 043-245-5495

4 入札参加申出書の配布及び提出

制限付一般競争入札に参加を希望する者は、競争参加の申し出をしなければならない。

(1) 申出書等の配布 千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

(2) 提出場所等 公告の日の翌日から令和5年8月17日(木)までに前記3の契約事務担当課に持参により提出すること(日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時00分から午後4時30分まで)。

5 入札説明書の交付

前記4(1)と同様、千葉市「入札情報等」ポータルページ (<http://www.city.chiba.jp/business/hatchu/nyusatsujoho/index.html>) の「発注情報一覧」内の「業務委託」のリンクからダウンロードすること。

6 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時 令和5年8月28日(月)午後2時00分(郵送の場合は、日曜日、土曜日及び休日を除く前日午後5時00分までに前記3の契約事務担当課へ書留郵便にて必着のこと)。

(2) 入札及び開札の場所 千葉市役所本庁舎高層棟10階 M会議室1001

(3) 入札方法 総価で行う。

(4) 入札保証金 要(ただし、千葉市契約規則(昭和40年千葉市規則第3号)第8条第1項に該当する場合は、免除とする。)

(5) 落札者の決定方法 千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格で入札をした者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。なお、入札金額が最低制限価格に満たない場合は、失格とする。

(6) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

7 再度入札

開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、ただちに再度入札を行う。

(1) 再度入札の回数は、1回とする。

(2) 再度入札には、1回目の入札において入札が無効、失格又は未入札となった者、開札に立ち会わなかった者は参加できないものとする。

8 その他

(1) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札は執行する。

(2) 契約保証金 要 (ただし、千葉市契約規則第29条に該当する場合は、免除とする。)

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(5) 契約条項等については、前記3の契約事務担当課で閲覧できる。

(6) 詳細は、入札説明書による。